令和８年６月１日

施設基準に関わる掲示

処方箋について

当院では、院外処方せんが発行させていただいております。処方箋が発行されたらお近くの調剤薬局でお薬を処方してもらってください。

処方箋の有効期間は交付日を含めて**４日間**となっております。

なお、自立支援医療法（精神通院医療）をご利用の方は、調剤薬局の指定手続きが必要となります。

明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担の無いかたについても明細書は無料で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

一般名処方加算

後発医薬品がある薬については、一般名で処方箋を発行する場合があります。

地域支援・医薬品供給対応体制加算１

当院では、地域における医薬品の安定供給を確保するため、必要な体制を整備しています。

医薬品の供給状況により、一部の医薬品について供給不足等が生じた場合には、治療上必要性を考慮し、同等の有効性を有する他の医薬品へ変更する場合があります。

薬剤を変更する際は、患者さんへ十分にご説明し、ご理解いただいた上で対応いたします。

ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師までお尋ねください。

情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しておりません。

医療情報取得加算

当院は、オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口でカードリーダーをご利用いただくことでスムーズに保険証の資格確認ができます。

通院・在宅精神療法

当院は以下の対応を実施しております。

- ケースマネジメント
- 介護保険に係る相談
- 市町村等との連携
- 身体疾患の診療、他科連携
- 可能な限り向精神薬の多剤、大量、長期処方を控えています
- 障害福祉サービス等の相談
- 相談支援専門員、介護支援専門員からの相談に対応
- 入院していた患者の退院支援
- 健康相談、予防接種の相談

歯科外来診療医療安全対策加算

歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に医療安全対策に係る院内研修等の実施をしています。

また、緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。

自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

平川病院　病院長